

令和5年度移住・定住支援制度一覧 (R5.8月時点)

市町村名	和気町															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
総務部まち経営課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総務部 移住推進室	日笠 直美	0869-92-4633

2 移住専門相談員の有無

名称	氏名	連絡先
移住推進員	飯豊 信	0869-92-4633
主な業務	和気町移住推進員に任命された先輩移住者が和気町移住推進室に常駐。住居、仕事、生活習慣、子育て・教育、就農、起業など移住に関するワンストップ総合窓口として、移住検討中の方を多面的にサポートします。	

3 お試し住宅の有無

整備年度	活用施設	利用単位	R4年度利用件数	うち移住件数
平成28年度	3棟	14日間~2か月 (特別な理由がある場合、2か月延長)	14件	1件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	お試し住宅貸付事業	町が空き家を借り上げ一定期間滞在ができる住宅を整備し、移住希望者に貸し付けることにより、移住を促進することを目的とします。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)住民基本台帳法に基づき記録されている住所が岡山県外にある方 (2)和気町への移住を希望する方(転勤・通学・婚姻等による転入予定ではない方) (3)和気町への移住を目的とする活動期間中、和気町移住推進員等と面談が行える方 (4)転勤・婚姻等による転入予定者でない方 (5)2親等以内の親族が町内に住所を有していない方 (6)暴力団員でない方 (7)和気町のお試し住宅を体験したことがない世帯の方 (8)補助対象者またはその配偶者が18歳以上60歳未満の方または、就学前、就学中の子供を扶養している方 (9)和気町に来町し、移住推進員等と移住相談を行ったことがある方	○料金 利用料金は1か月3万円以内 ○期間 貸付期間は原則として14日間以上2か月以内とし、特別の理由があると認めるときは、1度に限り延長することができる(延長は2か月以内)。
起業	創業塾	「これまでの経験を活かして開業したい」「自分のアイデアを形にして起業したい」などの夢を実現したい方に対して、事業を始める前に用意しておくことや身に付けておくべき経営知識について学ぶことのできる「創業塾」を開催します。	備前市、瀬戸内市、和気町が合同で開催。 ○対象 管内で創業を目指す方 創業して間もない方(5年以内)
	チャレンジ店舗	JR和気駅前にある「エンターワケ」では、飲食業や小売業、サービス業等を将来起業したい方がお試しで利用できる多目的な施設を運営しています。本格的な出店前のプレ店舗として活用することができます。	○施設管理及び運営 和気商工会 ○対象者 和気商工会員及び町内で創業予定者等 ※詳細は、和気商工会(0869-93-0522)まで
就農	和気町農林業振興対策事業	新規就農者に対し、借家の賃借料補助や施設設備にかかる費用を補助することによって、新規就農者の確保及び育成することを目的とします。 就農支援(農業体験・実務研修)を受ける場合は就農時50歳未満で、なす・ぶどうに限りです。	①借家賃借料金の補助 賃借料の1/2を12か月間助成(上限30千円/月) ※就農計画を認定されていることが条件 ②就業奨励金の支給 1人5万円(就農時39歳以下) ③施設・設備の補助 資材費の1/2助成(上限1,000千円)
住宅	空き家改修補助金	和気町への移住促進及び空き家の有効活用を目的として、町内の空き家を改修して移住を希望する者を対象に、費用の一部を補助する。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)和気町の住民基本台帳に記録されていない、又は記録されて1年を経過しない方(単身での居住を目的としない方) (2)町外に3年以上居住している、又は居住していた方 (3)補助対象者又はその配偶者が18歳以上60歳未満の方又は、就学前、就学中の子供を扶養している方 (4)空き家を購入又は賃借した方 (5)空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から5年を経過しない方 (6)空き家の所有者等の3親等以内の親族でない方 (7)自らの負担で空き家の改修をしようとする方 (8)改修した空き家に5年以上定住する意思のある方 ※その他要件あり	○補助金額 ・改修費の2分の1 ※補助金の上限額:50万円 ○補助対象事業 ・台所、浴室、便所、洗面所等の改修 ・内装、屋根、外壁等の改修 ・その他適当と認められる改修工事 ○その他 ・補助対象工事は、施工業者を利用して、補助金の交付決定後に着手し年度末までに完了することができる改修工事、当該工事に要する経費が10万円以上のものとする。 ・原則として施工業者は、町内に事業所等を有する法人及び個人事業者に限る。

住宅	<p>定住促進に係る固定資産税の課税免除</p>	<p>○目的及び内容 若者及び子育て世帯の定住促進を図るため、新築住宅又は中古住宅の取得に係る固定資産税(家屋)の課税を免除します。</p> <p>○対象者 40歳未満の者。ただし、婚姻している夫婦の場合は、そのいずれかが40歳未満であること。又は、就学前、就学中の子供を扶養している者であること。</p>	<p>新たに固定資産税が課せられることになった年度から起算して5年度を限度として、家屋に係る固定資産税を免除する。</p> <p>※課税免除の額は、新築住宅に対する課税免除対象住宅の床面積120平方メートル以下の部分に係る税額のうち、法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の7第1項若しくは第2項の規定により減額される額を差し引いた額とする。</p> <p>※中古住宅に対する課税免除の額は、中古住宅に対する課税免除対象住宅の床面積120平方メートル以下の部分に係る税額の2分の1とする。</p>
	<p>空き家片付け推進事業補助金</p>	<p>和気町への移住促進及び空き家の有効活用を目的として、町内の空き家の家財道具等を処分しようとする者を対象に、費用の一部を補助する。</p> <p>○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)空き家の所有者、購入者、賃借する方で、双方が3親等以内の親族でない方 (2)空き家バンクを通じて売却または賃貸するまでの間継続して3年以上空き家バンクに登録する意思を有する方、または片付けた空き家に3年以上定住する意思を有する方 (3)町税等に滞納のない方 (4)過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない方 (5)暴力団員でない方</p>	<p>○補助金額 ・2分の1 ※補助金の上限額:10万円 ○補助対象事業 ・対象空き家における家財道具等の処分及び搬出等</p>
子育て	<p>乳幼児及び児童・生徒等医療費助成制度</p>	<p>子育て世帯の経済的負担を減らすため、乳幼児及び児童・生徒等医療費の助成を実施。</p> <p>○対象者 和気町に居住する0歳から18歳までの乳幼児・児童・生徒等(18歳到達後、最初の3月末まで有効)</p>	<p>自己負担額が無料</p> <p>※保険適用医療分(健康保険が使える医療行為)について</p>
	<p>幼児2人同乗用自転車レンタル事業</p>	<p>子育て中の家庭に対して、幼児2人同乗用自転車のレンタル事業を実施。</p> <p>○対象者 次の全てに該当する者 (1)和気町に居住し、住民基本台帳法に基づく記録がなされている方 (2)年齢が満16歳以上で、身長が155cm以上の方 (3)満1歳以上小学校就学の始期に達するまでの幼児を2人以上養育していること。</p>	<p>○利用料 無料(維持管理費は自己負担) ○利用期間・・・1年間</p>
	<p>保育料・給食費の無償化・減免(補助)制度</p>	<p>子育て世帯の経済的負担を軽減するため、和気町立保育園・幼稚園に通う町内の園児の保育料・給食費等に係る料金の無償化・減免を実施。</p> <p>○対象者 (1)保護者と園児の住民票が和気町にあり、現に居住している者。 (2)町税等に滞納がない者。</p>	<p>【3～5歳児クラス】 ○保育園保育料・幼稚園使用料の無料化 ○預かり保育利用料3,000円/月(但し、施設等利用給付認定を受けた場合は無料) ○年取約360万円未満の世帯の子どもの副食費の減免 ○年取約360万円以上の世帯で第3子以降の子どもの副食費の減免 ○生活保護法による被保護世帯・町民税非課税世帯でひとり親または在宅障害児(者)のいる世帯の給食費補助</p> <p>【0～2歳児クラス】 ○住民税非課税世帯の保育料無料化 ○所得割課税額57,700円未満の世帯の第2子半額・第3子以降無料 ○所得割課税額57,700円以上の世帯の未就園児以下の子どもから数えて、第2子半額・第3子以降無料 ○所得割課税額77,101円未満でひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯の第1子半額・第2子以降無料 ※延長保育料・一時預かり保育料・その他雑費は対象外。 ※保育料は、保育料算出に係る世帯の町民税の所得割課税額と、子どもの年齢(クラス)により異なります。(0～40,000円)</p>
	<p>和気町新生児出産祝金支給事業</p>	<p>【目的】少子化対策、出生率低下の抑制や多子世帯支援及び定住化推進並びに子育て支援に資することを目的とする。</p> <p>【対象者】 次の全てに該当する者 (1)和気町の住民基本台帳に記載されており、1年以上町内に住所を有する方で、出産後も本町に1年以上居住する意思のある方。 ※居住が1年未満の場合は、1年を経過後支給対象者となる。 (2)R4.4.1以降に出生した子の最初に記載される住民票の住所が和気町である者の養育者。</p>	<p>○支給額 第1子:100,000円 第2子:200,000円 第3子以降:300,000円</p>

その他	<p>移住希望者滞在費補助金</p>	<p>町内への移住を目的として住居や仕事を探すなどの活動を行うため滞在する者に対し、滞在費の一部を補助することにより、移住者の増加を図ることを目的とする。</p> <p>○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)住民基本台帳法に基づき記録されている住所が岡山県外にある方 (2)和気町への移住を目的とする活動のために、町内の宿泊施設を利用する方 (3)和気町への移住を目的とする活動期間中、和気町移住推進員等と面談が行える方 (4)2親等以内の親族が町内に住所を有していない方 (5)転勤・婚姻等による転入予定者でない方 (6)暴力団員でない方 (7)補助対象者及びその配偶者が18歳以上60歳未満の方または、就学前、就学中の子供を扶養している方</p> <p>○移住を目的とする活動について (1)和気町への移住を目的として、住居又は仕事を探す活動 (2)移住のために和気町の文化や歴史、風土、気候等を知るために宿泊する活動 ※1泊から補助対象活動とする</p>	<p>○補助率等 (1)宿泊料の3分の2以内 (2)1泊あたり、1人4,000円を上限とする (3)1回の滞在期間につき、2泊まで対象 (4)交付は1世帯あたり、5回(最大10泊)を限度とする</p>
	<p>移住活動用自動車の貸出</p>	<p>和気町への移住希望者が移住活動を行うための自動車を無料で貸出する。</p> <p>○対象者 次の要件にすべて該当する者 (1)移住活動を行う移住希望者又は移住者であること。 (2)年齢が満21歳以上であること。</p>	<p>○貸出料金 無料 ○燃料費 自己負担</p>
	<p>結婚新生活支援事業費補助金</p>	<p>和気町で新婚生活をスタートする新婚世帯を支援することを目的に引越に係る費用を助成する。</p> <p>○対象となる世帯 ・令和5年3月1日以降に婚姻届を提出し、和気町に住民票がある世帯。 ・婚姻届提出時点で、夫婦ともに39歳以下であること。 ・世帯の前年分の所得額の合計が500万円未満であること。 ・夫婦ともに町税等の滞納がないこと。 ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。 ・夫婦ともに和気町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。</p>	<p>○対象となる経費 ・新規の住宅賃貸費用 ・新規の住宅取得費用 ・結婚に伴う引越し費用 ・リフォーム費用 ○補助率 10/10 ○助成金の上限額 夫婦共に29歳以下 60万円 それ以外 30万円</p>
	<p>アレルギー対策</p>	<p>(アレルギー対策について) 各学校・園では、アレルギー疾患のある生徒、児童の学校・園生活をより安心で安全なものにするため、入学・入園・転入時に生徒・児童のアレルギー疾患について詳しい情報を把握することを目的に「アレルギー疾患に関する調査」を実施しています。調査の結果、アレルギー疾患があり配慮を必要としているお子様には、詳しく状況を把握し面談を実施しています。</p> <p>(アレルギー疾患のある生徒・児童の給食対応について) 小学校・中学校では、アレルギー疾患のある生徒・児童について除去食や代替食による対応は実施していません。弁当を持参していただきます。幼稚園・保育園については、可能な範囲で除去食や代替食の対応をしています。</p>	
	<p>移住支援金</p>	<p>東京圏への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的として、移住先の地方公共団体がデジタル田園都市国家構想交付金を活用して移住者に対し支援金を支給する。</p> <p>○対象者 東京23区内に在住・在勤・通学者で、和気町に移住して岡山県のマッチングサイトを利用して就業又は起業又は移住元の仕事をテレワークで行う者を支給対象とする。 その他要件については、要綱に記載。</p>	<p>○支援金額 単身での移住の場合：60万円 世帯での移住の場合：100万円</p>